

鳥取市補助金カルテ

NO.	082	担当課	障がい福祉課	外線	0857-30-8218
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市要医療障がい児者在宅生活支援事業（要医療障がい児者受入事業所医療機器購入助成）補助金				
概要	医療的ケアを要する障がい児者を受け入れる事業所に対して医療機器購入に係る経費を補助。				
補助金区分	施設整備事業に対する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策1203）障がいのある人の自立支援				
創設年度	H25	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	社会福祉費	目	身体障がい者福祉費	
歳出事業名	障がい児を育てる地域の支援体制整備事業費					
R7予算	766千円					
R7予算積算根拠	対象となる事業所の申請予定額 ※県費1/2			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	1	540
				R5	0	0
				R4	1	404
				R3	1	597
補助率・補助額	10分の10			上限額	1,000千円	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった法人				
交付要件	要医療障がい児者が既に利用又は確実に今後利用する予定があり、かつ、看護職員又は医療専門職を配置し吸引等の医療行為やりハビリテーションを実施可能な補助要綱に定める本市に所在する事業所。				
対象経費	必要と認められた医療機器の購入金額の総額。				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	2
				評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3E	2-5 県との協調支援事業であり、補助率が定められているため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査/行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	083	担当課	障がい福祉課	外線	0857-30-8218
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市要医療障がい児者在宅生活支援事業（要医療障がい児者受入事業所看護師配置等助成事業）補助金				
概要	医療的ケアを要する障がい児者を受入れるために、基準以上に看護師を配置している事業所に対して人件費に係る経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策1203）障がいのある人の自立支援				
創設年度	H25	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	社会福祉費	目	身体障がい者福祉費
歳出事業名	重症心身障がい児・者等受入事業所看護師配置助成事業費				
R7予算	12,803千円		過去実績	件数	決算額 (千円)
R7予算 積算根拠	サービス別に（看護師配置・看護師派遣）基準額×日数 ※県費1/2 ・対象事業所（見込）7事業所		R6 (見込)	7	12,736
			R5	7	11,644
			R4	7	10,588
			R3	6	9,066
補助率・補助額	基準単価×日数		上限額	設定なし	
特定財源	県費				

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった法人				
交付要件	鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例又は、鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例で定める基準を超えて看護職員を配置する場合で、かつ、別に定める基準を満たす場合。派遣利用については、別に定める要件に該当する場合。				
対象経費	本補助金の交付対象となる日の看護職員の人件費の全部又は一部。				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	○	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	×	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	4
				評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3E	2-4, 2-5 県との協調支援事業であり、補助対象経費及び補助率が定められている。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査/行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	084	担当課	障がい福祉課	外線	0857-30-8455
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市重度障がい児者支援事業補助金				
概要	重症心身障がい児者の受入れをしている日中活動（生活介護、放課後等デイサービス）を行う事業所に対して運営費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策1203）障がいのある人の自立支援				
創設年度	H26	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	社会福祉費	目	身体障がい者福祉費	
歳出事業名	重症心身障がい児者等日中支援事業費					
R7予算	56,669千円					
R7予算積算根拠	過去の実績から算出。※県費1/2			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	12	61,000
				R5	12	49,279
				R4	11	34,309
				R3	9	29,204
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	障がい者福祉に関する事業を行う社会福祉法人等				
交付要件	生活介護若しくは短期入所に係る指定障害福祉サービス事業者、又は放課後等デイサービスに係る指定障害児通所支援事業者であって、重度障がい児者の支援に熱意があり、かつ、県の指導監査に係る結果についても良好で、適切な支援が期待できる者。				
対象経費	重度障がい児者を支援する生活介護事業所、放課後等デイサービス事業所又は短期入所事業所の運営に要する経費。医療的ケアに必要な経費。				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の対象者全員のサービス提供実績記録票により確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	3
				評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3E	2-5 県との協調支援事業であり、補助対象経費及び補助率が定められている。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査/行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	085	担当課	障がい福祉課	外線	0857-30-8217
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市福祉の店販売機能強化事業補助金				
概要	常設販売店で障がい者就労施設の製品を販売する「福祉の店」の運営費補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策1203）障がいのある人の自立支援				
創設年度	H20	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	社会福祉費	目	知的障がい者福祉費	
歳出事業名	福祉の店運営費補助金					
R7予算	8,210千円					
R7予算 積算根拠	・レインボウ 3,428千円(常設販売2,574千円、移動販売854千円) ・ユーカリ 4,782千円(常設販売3,894千円、移動販売918千円)			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	0	7,043
				R5	0	7,239
				R4	0	7,088
				R3	0	7,380
補助率・補助額	福祉の店の運営に要する額を上限			上限額	設定なし	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	福祉の店ユーカリ、福祉の店レインボウ				
交付要件	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービスを提供する事業所等。複数の障がい福祉施設等と連携し運営に関して障がいのある人の関りがある福祉の店の運営団体。				
対象経費	福祉の店運営のために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金及び備品購入費等。				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	○	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	×	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	4
				評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-4 2-5 県との協調支援事業であり、補助対象経費及び補助率が定められている。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査/行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	086	担当課	障がい福祉課	外線	0857-30-8217
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市障がい者グループホーム夜間世話人等配置事業補助金				
概要	障がい者グループホームに夜間世話人・生活支援員を配置する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策1203）障がいのある人の自立支援				
創設年度	H17	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	社会福祉費	目	知的障がい者福祉費	
歳出事業名	グループホーム夜間世話人配置事業費					
R7予算	8,336千円					
R7予算 積算根拠	3事業所 8,336千円 ※県費 1/2			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	3	8,336
				R5	3	8,336
				R4	3	8,355
				R3	3	8,642
補助率・補助額	夜間世話人配置経費と補助基準額を比較し低い			上限額	設定なし	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	補助対象団体				
交付要件	夜間世話人を配置するグループホーム（日中サービス支援型グループホームを除く）を設置する社会福祉法人等。				
対象経費	夜間支援対象者1人あたりの世話人の人件費。利用者のたんの吸引等の医療行為及び体位変換等の身体介護のために配置される生活支援員の人件費。				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書添付の夜間世話人等の配置状況、利用状況により確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	○	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	×	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	4
				評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-4, 2-5 県との協調支援事業であり、補助対象経費及び補助率が定められている。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査/行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	087	担当課	障がい福祉課	外線	0857-30-8218
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市障がい児・者地域生活体験事業補助金				
概要	生活体験ホームを運営する県の指定を受けた社会福祉法人に対し、生活体験ホームの運営経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策1203）障がいのある人の自立支援				
創設年度	H19	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	社会福祉費	目	知的障がい者福祉費	
歳出事業名	障がい児・者地域生活体験事業費					
R7予算	715千円					
R7予算積算根拠	1事業所、90日×4,270円+330,000円 ※県費1/2			過去実績	件数	決算額(千円)
				R6(見込)	1	696
				R5	1	647
				R4	1	581
				R3	1	660
補助率・補助額	利用日数×日額単価+家賃補填額			上限額	設定なし	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった法人
交付要件	鳥取県に生活体験ホームを登録し、地域生活を体験できる住宅を提供すること。
対象経費	人件費、通信運搬費、消耗品費、光熱水費、賃借料等、工事請負費及び委託費。
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書、要綱で定める様式を添付させ、確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	○	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	×	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	4
				評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-4, 2-5 県との協調支援事業であり、補助対象経費及び補助率が定められている。2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査/行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	088	担当課	障がい福祉課	外線	0857-30-8217
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市権利擁護支援センター運営支援事業補助金				
概要	鳥取市権利擁護支援センターの運営費補助。				
補助金区分	団体運営費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策1203）障がいのある人の自立支援				
創設年度	H27	終期	R8年度末で廃止		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	社会福祉費	目	障害者自立支援事業費	
歳出事業名	障がい者成年後見制度利用支援事業費					
R7予算	5,854千円					
R7予算 積算根拠	鳥取市権利要素支援センター「かけはし」の運営経費 5,854千円 ※国費1/2、県費1/4			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	1	5,618
				R5	1	5,618
				R4	1	5,618
				R3	1	5,618
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし	
特定財源	国費, 県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会				
交付要件	地域福祉権利擁護の推進を目的に組織されている鳥取市権利擁護支援センター。				
対象経費	報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費。				
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	○
運営費に占める 補助金の割合	45.6%
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	○	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック (適正化評価)

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	○	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	×	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	×	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	5
				評価対象項目数	15

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-4, 2-5 国、県の補助要綱により対象経費と補助率が定められている。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	予算の範囲内で交付していたため。同額交付となっていた。

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査/行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	089	担当課	障がい福祉課	外線	0857-30-8217
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市地域活動支援センター運営費補助金				
概要	鳥取市地域活動支援センターの運営費補助。				
補助金区分	団体運営費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策1203）障がいのある人の自立支援				
創設年度	H18	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	社会福祉費	目	障害者自立支援事業費		
歳出事業名	地域活動支援事業費						
R7予算	19,565千円			過去実績	件数	決算額 (千円)	
R7予算 積算根拠	・基礎的事業 15,565千円（サマーハウス_明和会医療福祉センター、ほっこり_県視覚障害者協会） ・機能強化事業 4,000千円（サマーハウス）※機能強化事業分_国費2,000千円、県費1,000千円 ※東部の市町（鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町）で費用按分（均等割と手帳数割）			R6 (見込)	2	19,444	
				R5	2	19,439	
				R4	2	15,647	
				R3	1	12,000	
				補助率・補助額	基礎的事業及び機能強化事業の定額		
特定財源	国費, 県費						

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	社会医療法人明和会医療福祉センター、公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会						
交付要件	鳥取市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年鳥取市条例第59号。）に基づく地域活動支援センターを運営する法人。						
対象経費	給料、職員手当、共済費及び賃金、修繕費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金。						
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。						
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。						

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	○
運営費に占める補助金の割合	76.9%
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	○	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック (適正化評価)

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	○	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	×	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	×	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	4
				評価対象項目数	15

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-4, 2-5 国の地域生活支援事業により実施するもので、補助対象経費及び補助率等が定められている。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査/行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	090	担当課	障がい福祉課	外線	0857-30-8217
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市身体障害者福祉協会等活動補助金				
概要	身体障害者福祉協会の活動費補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策1203）障がいのある人の自立支援				
創設年度	H13	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	社会福祉費	目	障害者自立支援事業費	
歳出事業名	特別支援事業費					
R7予算	937千円					
R7予算 積算根拠	・鳥取市身体障害者福祉協会 344千円 ・国府町身体障害者福祉協会 91千円 ・河原町身体障害者福祉協会 99千円 ・用瀬町身体障害者福祉協会 153千円 ・佐治町身体障害者福祉協会 25千円 ・西ブロック地域身体障害者福祉協会（気高、鹿野、青谷） 225千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	6	937
				R5	5	846
				R4	6	857
				R3	6	901
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし	
特定財源	国費, 県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	市内の身体障害者福祉協会				
交付要件	・鳥取市身体障害者福祉協会 ・国府町身体障害者福祉協会 ・福部町身体障害者福祉協会 ・河原町身体障害者福祉協会 ・用瀬町身体障害者福祉協会 ・佐治町身体障害者福祉協会 ・気高町身体障害者福祉協会 ・鹿野町身体障害者福祉協会 ・青谷町身体障害者福祉協会				
対象経費	広報費、大会参加費その他補助対象者の活動に必要な経費、父母の会が開催する会議に要する経費、大会運営に要する経費。				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	72.9%
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	3
				評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 補助対象経費を限定している。(広報費、大会参加費等) 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査/行財政改革課	今後見直しが必要
意見	補助率が1/2以上であり、上限額の設定がない。

鳥取市補助金カルテ

NO.	091	担当課	障がい福祉課	外線	0857-30-8218
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市強度行動障がい者入居等支援事業補助金				
概要	重度の強度行動障がいのある人を受入れている施設に必要な人員配置の経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策1203）障がいのある人の自立支援				
創設年度	H23	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	社会福祉費	目	障害者自立支援事業費	
歳出事業名	強度行動障がい者入居等支援事業費					
R7予算	720千円					
R7予算積算根拠	強度行動障がい者入居等支援 1人×240千円×3月 ※県費1/2			過去実績	件数	決算額(千円)
				R6(見込)	0	0
				R5	1	1,416
				R4	1	2,880
				R3	1	2,880
補助率・補助額	基準単価×月数又は日数			上限額	2,880千円	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった法人				
交付要件	補助対象事業を行う新たに重度の強度行動障がい者の居住支援又は短期入所事業による支援を行う社会福祉法人等。				
対象経費	支援対象者を支援する障害者支援施設、グループホーム又は短期入所事業所の運営に要する経費。				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の要綱で定める書類により確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	○	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	3
				評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3E	2-5 県との協調支援事業であり、補助対象経費及び補助率が定められている。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	障がい福祉課
審査/行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	092	担当課	障がい福祉課	外線	0857-30-8217
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市障がい者歯科診療所運営支援事業補助金				
概要	障がい者歯科診療所の運営費補助。				
補助金区分	団体運営費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策1203）障がいのある人の自立支援				
創設年度	H29	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	衛生費	項	保健衛生費	目	保健衛生総務費	
歳出事業名	障がい者歯科診療所運営補助金					
R7予算	732千円					
R7予算 積算根拠	対象経費の総額を東部圏域市町（鳥取市、岩美町、智頭町、若桜町、八須町）及び新温泉町で按分（人口割と診療実績割）し補助。			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	1	753
				R5	1	720
				R4	1	713
				R3	1	698
補助率・補助額	歯科診療、保健指導等を行う運営経費			上限額	設定なし	
特定財源	なし（一般財源、基金繰入のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	一般社団法人鳥取県歯科医師会				
交付要件	一般社団法人鳥取県歯科医師会が行う障がい者に対する歯科診療、歯科保健指導等の実施。				
対象経費	人件費 消耗品費 通信運搬費 材料・薬品費 器具備品費 研修費 営繕・管理費 雑費 その他市長が必要と認める経費。				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	○
運営費に占める補助金の割合	16.9%
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	○	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	○	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	×	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	4
				評価対象項目数	15

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-4 県歯科医師会からの依頼(一般歯科医院での対応が困難な障がい者に対して歯科診療の継続) 2-5 障がい者歯科診療所運営経費を東部圏域1市4町と新温泉町で助成。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査/行財政改革課	今後見直しが必要
意見	補助対象経費に人件費が含まれている。

鳥取市補助金カルテ

NO.	093	担当課	障がい福祉課	外線	0857-30-8218
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市障がい福祉サービス利用コーディネート機能強化事業補助金				
概要	相談支援専門員を新規または追加で配置する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策1203）障がいのある人の自立支援				
創設年度	R5	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	社会福祉費	目	障害者自立支援事業費	
歳出事業名	障がい施設サービス利用コーディネート機能強化事業費					
R7予算	1,000千円					
R7予算積算根拠	1,000千円×1件=1,000千円 ※県費1/2			過去実績	件数	決算額(千円)
				R6(見込)	1	1,000
				R5	2	2,000
				R4	0	0
				R3	0	0
補助率・補助額	10分の10			上限額	1,000千円	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	指定特定相談支援事業所を運営する社会福祉法人等の事業者				
交付要件	市内に所在し、事業を実施する社会福祉法人等。				
対象経費	相談支援専門員人件費。				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	○	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	×	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	3
				評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-4, 2-5 県との協調支援事業であり、対象経費及び補助率が定められている。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査/行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	094	担当課	障がい福祉課	外線	0857-30-8218
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市医療的ケア児等送迎支援事業補助金				
概要	医療的ケア児等の医療機関への福祉タクシーによる送迎に対して、送迎中の付添看護師利用経費に対して、補助金を交付する				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策1203）障がいのある人の自立支援				
創設年度	R6	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	社会福祉費	目	身体障がい者福祉費	
歳出事業名	医療的ケア児等送迎支援事業費					
R7予算	504千円					
R7予算積算根拠	本人タクシー料金 3500円×6人×12月×2回 ※県費1/2			過去実績	件数	決算額(千円)
				R6(見込)	1	20
				R5	0	0
				R4	0	0
				R3	0	0
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	タクシー会社、訪問看護事業所				
交付要件	県に登録された事業所。				
対象経費	福祉タクシーの利用による1回あたりの送迎経費の総額から利用者自己負担額を除いた額、及び看護師の派遣による1回あたりの送迎経費総額から利用者自己負担額を除いた額。				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	3
				評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 県との協調支援事業であり、補助対象経費及び補助率が定められている。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査/行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	095	担当課	障がい福祉課	外線	0857-30-8218
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市在宅重度障がい児者等支援体制強化事業補助金				
概要	医療的ケアを要する重度障がい者や強度行動障がい者を支援する居宅介護等の訪問支援を行う事業所に対する補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策1203）障がいのある人の自立支援				
創設年度	R5	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	社会福祉費	目	障害者自立支援事業費															
歳出事業名	在宅重度障がい児者等支援体制強化事業費																			
R7予算	3,378千円																			
R7予算積算根拠	・重度障がい者等支援加算 2,506千円 ・遠隔地支援加算、通院等外出加算 872千円 ※いずれも県費1/2				<table border="1"> <thead> <tr> <th>過去実績</th> <th>件数</th> <th>決算額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R6(見込)</td> <td>3</td> <td>2,477</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>3</td> <td>2,295</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	過去実績	件数	決算額(千円)	R6(見込)	3	2,477	R5	3	2,295	R4	0	0	R3	0	0
過去実績	件数	決算額(千円)																		
R6(見込)	3	2,477																		
R5	3	2,295																		
R4	0	0																		
R3	0	0																		
補助率・補助額	定額単価×日数			上限額	設定なし															
特定財源	県費																			

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	居宅介護、重度訪問介護、行動援護サービスを提供する障害福祉サービス事業者				
交付要件	・区分6である（18歳未満は、これに相当する）者に対して訪問系サービスを提供。・サービスを提供する事業所とサービス提供先となる利用者宅の往復路程が20km以上となる者に対して訪問系サービスを提供。・サービス提供の出発地となる利用者宅と目的地である病院又は官公署等の往復路程が20km以上となる者に対して外出等支援を提供。				
対象経費	居宅介護、重度訪問介護、行動援護の各報酬額等。				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の算出根拠の分かる資料により確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	3
				評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 県との協調支援事業であり、補助対象経費及び補助率が定められている。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査/行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	096	担当課	障がい福祉課	外線	0857-30-8218
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市強度行動障がい児者サービス体験利用等促進事業補助金				
概要	障がい福祉サービスや障がい者支援施設を運営する社会福祉法人等のうち、強度行動障がい児者を支援する法人等に対する補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策1203）障がいのある人の自立支援				
創設年度	R5	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	社会福祉費	目	障害者自立支援事業費	
歳出事業名	強度行動障がい者サービス体験利用等促進事業費					
R7予算	55千円					
R7予算積算根拠	・日中支援体験事業 4千円×5回 ・宿泊支援体験事業 7千円×5回 ※いずれも県費1/2			過去実績	件数	決算額(千円)
				R6(見込)	0	0
				R5	0	0
				R4	0	0
				R3	0	0
補助率・補助額	定額単価×回数			上限額	設定なし	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	県内に所在し、指定障害福祉サービス又は指定障害者支援施設を運営する社会福祉法人等				
交付要件	・施設入所中又は入院中の支援対象者に対して支援を提供する場合。 ・通常、宿泊を前提とするサービス提供形態でサービスを日帰りで体験利用する場合など、サービス利用方法の特性上、法が規定するサービス形態とは異なる形で支援対象者に対してサービスを提供する場合で、事業者が法第29条に掲げる給付費を受け取ることができない場合等。				
対象経費	日中支援体験事業及び宿泊支援体験事業に要する経費。				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の算出根拠の分かる資料等により確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
02-09		効果目標の設定がある	○		
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	3
				評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 県との協調支援事業であり、補助対象経費及び補助率が定められている。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査/行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	097	担当課	障がい福祉課	外線	0857-30-8217
適合性判定	今後見直しが必要		予算措置	令和7年度 当初予算	
補助金名	鳥取市肢体不自由児者父母の会活動補助金				
概要	鳥取市肢体不自由児者父母の会の活動費補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策1203）障がいのある人の自立支援				
創設年度	H13	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	社会福祉費	目	障害者自立支援事業費	
歳出事業名	特別支援事業費					
R7予算	25千円					
R7予算 積算根拠	鳥取市肢体不自由児者父母の会 25千円 ※国費1/2、県費1/2			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	1	25
				R5	1	25
				R4	1	25
				R3	1	25
補助率・補助額	3分の1			上限額	設定なし	
特定財源	国費, 県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市肢体不自由児者父母の会				
交付要件	鳥取市肢体不自由児者父母の会の活動。				
対象経費	鳥取市肢体不自由児者父母の会の活動経費。				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	×	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	2
				評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	4-1 予算上限額での交付が続いているため。

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査/行財政改革課	今後見直しが必要
意見	特定団体への同額交付が複数年続いている。

鳥取市補助金カルテ

NO.	098	担当課	障がい福祉課	外線	0857-30-8217
適合性判定	今後見直しが必要		予算措置	令和7年度 当初予算	
補助金名	鳥取市手をつなぐ育成会事業補助金				
概要	鳥取市手をつなぐ育成会の活動費補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策1203）障がいのある人の自立支援				
創設年度	H13	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	社会福祉費	目	障害者自立支援事業費	
歳出事業名	特別支援事業費					
R7予算	25千円					
R7予算 積算根拠	鳥取市手をつなぐ育成会 25千円 ※国費1/2、県費1/2			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	1	25
				R5	1	25
				R4	1	25
				R3	1	25
補助率・補助額	10分の10			上限額	25千円	
特定財源	国費, 県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市手をつなぐ育成会				
交付要件	鳥取市手をつなぐ育成会の活動。				
対象経費	鳥取市手をつなぐ育成会の活動に要する経費。				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	×	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	×	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	4
				評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3E	2-5 身体障害者(児)の福祉の充実及び障害者の自立と社会参加を促進する育成会の活動を支援するため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	4-1 予算上限額での交付が続いているため。

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査/行財政改革課	今後見直しが必要
意見	特定団体への同額交付が複数年続いている。

鳥取市補助金カルテ

NO.	099	担当課	障がい福祉課	外線	0857-30-8217
適合性判定	今後見直しが必要		予算措置	令和7年度 当初予算	
補助金名	鳥取市精神障がい者家族会補助金				
概要	鳥取市精神障がい者家族会の活動費補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策1203）障がいのある人の自立支援				
創設年度	H13	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	社会福祉費	目	障害者自立支援事業費	
歳出事業名	特別支援事業費					
R7予算	50千円					
R7予算 積算根拠	鳥取市精神障がい者家族会 50千円 ※国費1/2、県費1/2			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	1	50
				R5	1	50
				R4	1	50
				R3	1	50
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし	
特定財源	国費, 県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市精神障がい者家族会				
交付要件	鳥取市精神障がい者家族会の活動。				
対象経費	活動に必要な経費。				
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	×	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	4
				評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 補助対象経費を限定している(報償費、旅費、需用費、役務費、委託費、使用料及び賃借料)。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	4-1 予算上限額での交付が続いているため。

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査/行財政改革課	今後見直しが必要
意見	補助率が1/2以上であり、上限額の設定がない。特定団体への同額交付が複数年続いている。

鳥取市補助金カルテ

NO.	100	担当課	障がい福祉課	外線	0857-30-8217
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市障がい者福祉バス借上支援事業補助金				
概要	団体に研修等に参加する場合に利用するバスの借上げに要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策1203）障がいのある人の自立支援				
創設年度	H30	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	社会福祉費	目	障害者自立支援事業費	
歳出事業名	特別支援事業費					
R7予算	347千円					
R7予算 積算根拠	バス借上補助金 522,000円 ※国費1/2、県費1/2			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	4	347
				R5	3	196
				R4	3	158
				R3	3	149
補助率・補助額	10/10 ※5万円超え（算定要件あり）			上限額	設定なし	
特定財源	国費, 県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	障がい者又はその保護者により構成された団体で、市内に所在し、団体規約を有するもの				
交付要件	障がい者団体等が主催又は共催する研修会等に参加（10人以上）する障がい者団体。				
対象経費	バス借上料、高速道路等通行料、駐車料、市長が必要と認める経費。（バス借上に係る燃料費及び保険料、車いすタクシー及び特定大型タクシー借上料）				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	3
				評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 障がい者の社会参加と福祉の向上に寄与することを目的としてるため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査/行財政改革課	今後見直しが必要
意見	補助率が1/2以上であり、上限額の設定がない。

鳥取市補助金カルテ

NO.	101	担当課	障がい福祉課	外線	0857-30-8217
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取さわやか車いす&湖山池マラソン大会補助金				
概要	鳥取さわやか車いす&湖山池マラソン大会実行委員会が実施する「鳥取さわやか車いす&湖山池マラソン大会」の開催費補助。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策1203）障がいのある人の自立支援				
創設年度	H13	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	社会福祉費	目	障害者自立支援事業費	
歳出事業名	特別支援事業費					
R7予算	144千円					
R7予算積算根拠	さわやか車いすマラソン大会開催補助金 144千円 ※国費1/2、県費1/2			過去実績	件数	決算額(千円)
				R6(見込)	1	144
				R5	1	140
				R4	1	134
				R3	1	49
補助率・補助額	10分の10			上限額	200千円	
特定財源	国費, 県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取さわやか車いす&湖山池マラソン大会実行委員会				
交付要件	鳥取さわやか車いす&湖山池マラソン大会開催運営。				
対象経費	鳥取さわやか車いす&湖山池マラソン大会運営に要する経費。				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	×	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	3
				評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3E	2-5 補助上限額を設定することで、1/2以下相当となっている。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査/行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	102	担当課	障がい福祉課	外線	0857-30-8217
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市障がい者体育大会等開催運営費補助金				
概要	全国や中国地方、県内の市町村を持ち回りで開催する大会のうち、本市を会場に開催される大会の開催費補助。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策1203）障がいのある人の自立支援				
創設年度	H13	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	社会福祉費	目	障害者自立支援事業費	
歳出事業名	特別支援事業費					
R7予算	350千円					
R7予算積算根拠	鳥取県身体障害者体育大会 350千円 ※国費1/2、県費1/2			過去実績	件数	決算額(千円)
				R6(見込)	2	150
				R5	0	0
				R4	1	350
				R3	1	250
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし	
特定財源	国費, 県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取県身体障害者福祉協会
交付要件	鳥取県身体障害者体育大会開催。
対象経費	大会運営に要する経費。
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	3
				評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 身体障害者(児)の福祉の充実及び障害者の自立と社会参加を促進する活動の支援であるため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査/行財政改革課	今後見直しが必要
意見	補助率が1/2以上であり、上限額の設定がない。

鳥取市補助金カルテ

NO.	103	担当課	障がい福祉課	外線	0857-30-8217
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取県手をつなぐスポーツ祭り補助金				
概要	鳥取県手をつなぐ育成会が実施する「鳥取県手をつなぐスポーツ祭り」の開催費補助。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策1203）障がいのある人の自立支援				
創設年度	H13	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	社会福祉費	目	障害者自立支援事業費	
歳出事業名	特別支援事業費					
R7予算	168千円					
R7予算 積算根拠	鳥取県手をつなぐスポーツ祭 168千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	1	168
				R5	1	168
				R4	0	0
				R3	0	0
補助率・補助額	10分の10			上限額	168千円	
特定財源	国費, 県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会
交付要件	一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会が行う鳥取県手をつなぐスポーツ祭り。
対象経費	鳥取県手をつなぐスポーツ祭り大会開催運営に要する経費。
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	×	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	3
				評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 障がい者同士のふれあい、健康増進、体力向上、社会参加意識高揚の促進を図る大会を支援するため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査/行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	104	担当課	障がい福祉課	外線	0857-30-8217
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	いなば難聴者の会補助金				
概要	いなば難聴者の会の活動費補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策1203）障がいのある人の自立支援				
創設年度	R6	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	社会福祉費	目	障害者自立支援事業費	
歳出事業名	特別支援事業費					
R7予算	13千円					
R7予算 積算根拠	いなば難聴者の会 13千円 ※国費1/2、県費1/2			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	1	13
				R5	0	0
				R4	0	0
				R3	0	0
補助率・補助額	活動に必要な経費			上限額	設定なし	
特定財源	国費, 県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	いなば難聴者の会				
交付要件	いなば難聴者の会の活動。				
対象経費	活動に必要な経費。				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	3
				評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 助成額は要約筆記に関する経費に限定している。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査/行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	105	担当課	障がい福祉課	外線	0857-30-8218
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市強度行動障がい児者支援ワーキンググループ運営補助事業				
概要	強度行動障がい児者を研究しながら支援している事業所の支援に必要な備品の購入、支援場所の確保等に対して必要な経費を補助する。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策1203）障がいのある人の自立支援				
創設年度	R7	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	社会福祉費	目	障害者自立支援事業費	
歳出事業名	強度行動障がい児者支援ワーキンググループ運営事業					
R7予算	300千円					
R7予算 積算根拠	100千円*3事業所			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	0	0
				R5	0	0
				R4	0	0
				R3	0	0
補助率・補助額	10分の10			上限額	100千円	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった通所支援事業所				
交付要件	通所支援事業所。				
対象経費	在宅生活の強度行動障がい児者の支援に必要な環境整備に要する備品。支援を行う場所の使用料。その他支援の実施に要する各種使用料及び役務費等。（人件費除く）				
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	2
				評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3E	2-5 県との協調支援事業であり、補助対象経費及び補助率が定められている。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査/行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	106	担当課	障がい福祉課	外線	0857-30-8217
適合性判定	今後見直しが必要		予算措置	令和7年度 当初予算	
補助金名	用瀬町手をつなぐ育成会事業補助金				
概要	用瀬町手をつなぐ育成会の活動費補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策1203）障がいのある人の自立支援				
創設年度	H13	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	社会福祉費	目	障害者自立支援事業費	
歳出事業名	特別支援事業費					
R7予算	53千円					
R7予算積算根拠	用瀬町手をつなぐ育成会補助金 53千円 ※国費1/2、県費1/2			過去実績	件数	決算額(千円)
				R6(見込)	1	53
				R5	1	53
				R4	1	53
				R3	1	53
補助率・補助額	育成会の活動に必要な経費10/10			上限額	設定なし	
特定財源	国費, 県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	用瀬町手をつなぐ育成会				
交付要件	用瀬町手をつなぐ育成会の活動				
対象経費	用瀬町手をつなぐ育成会の活動に要する経費				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	97.1%
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	○	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	×	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	4
				評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 身体障害者(児)の福祉の充実及び障害者の自立と社会参加を促進する育成会の活動を支援するため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査/行財政改革課	今後見直しが必要
意見	同額交付が複数年続いている。

鳥取市補助金カルテ

NO.	390	担当課	障がい福祉課	外線	0857-30-8218
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 6月補正		
補助金名	鳥取市社会福祉施設等施設整備費補助金				
概要	障がい福祉関係施設等の整備を促進するため、施設整備事業を行う事業者に対する補助。				
補助金区分	施設整備事業に対する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策1203）障がいのある人の自立支援				
創設年度	H30	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	社会福祉費	目	障害者自立支援事業費		
歳出事業名	社会福祉施設等施設整備事業費						
R7予算	237,182千円						
R7予算 積算根拠	放課後等デイサービス・生活介護（改築）1施設：95,387千円 （厚生労働省）・52,721千円（こども家庭庁）				過去実績	件数	決算額 (千円)
	共同生活援助・日中支援型（新設）1施設：88,650千円 ※特定財源 国費2/3				R6	0	0
	共同生活援助・日中支援型施設スプリンクラー設置：424千円 （単市）				R5	1	784
					R4	0	0
					R3	1	30,650
補助率・補助額	4分の3				上限額	設定なし	
特定財源	国費						

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	社会福祉法人等の事業者						
交付要件	グループホーム等市内障がい福祉関係の社会資本の整備を促進するため施設整備事業を行う社会福祉法人等の事業者						
対象経費	障害福祉サービス事業所やグループホーム等の創設、改築、改修事業等に必要経費						
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。						
実績確認	実績報告書に算出根拠の分かる資料を添付させ、確認する。						

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定	
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○	
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○	
3 E	[経済性] 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-	
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○	
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○	
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	○	
	[効率性] 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×	
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○	
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×	
	[有効性] 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×	
		02-09	効果目標の設定がある	×	
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○	
公平性	[公平性] 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはなっていない)	○	
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○	
	[透明性] 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○	
				不適合の数	4
				評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-6, 2-8_当補助金は国の間接補助であり、国2/4と市1/4を補助するものであるため。(事業所は1/4負担)
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査/行財政改革課	今後見直しが必要
意見	効果目標の設定なし